

(PDF版・5の2のコ) 『教会教義学 神の言葉Ⅱ／4 教会の宣教』 「二十四節 教える教会の機能としての教義学」 「二 教義学の方法」 ——了——

(文責・豊田忠義)

「二十四節 教える教会の機能としての教義学——二 教義学の方法」 (209-267 頁)

## 「二 教義学の方法」

四つのロキ〔四つの主題、すなわち区別を包括した単一性における、神論、創造論、和解論、救済論〕の順序についてであるが、われわれは、「教義学の古典的な伝統の線に沿って」、われわれのための神としてのその「外に向かって」の外在的な「失われない差異性」における三つの存在の仕方(性質・働き・業・行為・行動・活動)——すなわち、起源的な第一の存在の仕方であるイエス・キリストの父、父なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事、啓示者・言葉の語り手・創造主に関わる**創造論**、第二の存在の仕方である子としてのイエス・キリスト自身、子なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事、啓示・語り手の言葉(起源的な第一の形態の神の言葉)・和解主に関わる**和解論**、第三の存在の仕方である神的愛に基づく父と子の交わりとしての聖霊、聖霊なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事、啓示されてあること・「神の言葉の三形態」の関係と構造(秩序性)・救済主なる神に関わる**救済論**の「その一つを絶対化する……危険」を防ぐことができる、その一つを拡大鏡にかけて「全体化する……危険」を防ぐことができるころの、「<神論>でもって始める」、詳しく言えば「神は神であるという命題」、キリストにあつての神は神としての神であるという命題、キリストにあつての神は自己自身である神(ご自身の中での神)としての自己還帰する対自的であつて対他的な完全に自由な(「カール・バルト——彼自身の著作に即した彼自身の神学をトータルに把握するためのキーワード(その3)キリストにあつての<神の自由>」を参照されたし)聖性・秘義性・隠蔽性において存在している「失われない単一性」・神性・永遠性を内在本質とする「父なる名の<内>三位一体的特殊性」・「神の<内>三位一体的父の名」・「三位相互内在性」における「一神」・「一人の同一なる神」・「三位一体の神」という命題——この「<神論>でもって始める」という「**選択の前提の下で形成される**〔第三の形態の神の言葉である教会の宣教における一つの補助的機能(教会的な補助的奉仕)としての教会]「**教義学**〔福音主義的な教義学〕の内容」は、次の点にある。

(1) 「われわれは、〔自己自身である神としての「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在本質とする三位一体の神に関わる〕<神論>の中では、〔「啓示ないし和解の实在」そのものとしての起源的な第一の形態の〕**神の言葉の内容全体**〔父、子、聖霊なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事全体〕を、

それ故に自己自身である神としての自己還帰する対自的であって対他的な完全に自由な「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在本質とする「一神」・「一人の同一なる神」・「三位一体の神」の「根源」・「起源」としての父が「自分を自分から区別した」ところの、その父を「根源」・「起源」とするわれわれのための神としてのその「外に向かつて」の外在的な第二の存在の仕方（性質・働き・業・行為・行動・活動、子なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事）における「神の子イエス・キリストにあつての神の業と行動全体〔父、子、聖霊なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事全体〕を、それ故にその「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在本質とする「一神」・「一人の同一なる神」・「三位一体の神」としての「神の神性と主権を……神ご自身〔自己自身である神、ご自身の中での神〕を問いつつ、〔われわれのための神としてのその「外に向かつて」の外在的な「失われない差異性」の中での起源的な第一の存在の仕方であるイエス・キリストの父、第二の存在の仕方である子としてのイエス・キリスト自身、第三の存在の仕方である神的愛に基づく父と子の交わりとしての聖霊なる神というその三つの存在の仕方における〕神の行為を念頭に置いて探究し記述しなければならない……」。何故ならば、イエス・キリストにおける神の自己啓示は、先ず以て、「第二の問題」である「神の本質の問題（神の本質を問う問題）」を包括した「第一の問題」である「神の存在の問題（神の存在を問う問い）」を尋ね求めることを要求するからである。したがって、われわれは、「神への愛」における、すなわち「教えの純粹さを問う問い」における純粹な教えを尋ね求めて、**第一に**、イエス・キリストにおける神の自己「啓示に基づく、〔啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力〕の〈総体的構造〉、起源的な第一の形態の言葉自身の出来事の自己運動における〕まことの神認識〔「単なる知識」ではない「信仰の認識としての神認識」、「啓示認識」・「啓示信仰」、「人間的主観に実現された神の恵みの出来事〕そのもの**実在、可能性、事実的な遂行の問題**」と取り組まなければならない。**第二に**、「神の実在（「本質」および「属性」）についての認識としてのまことの神認識の内容が語られる命題の問題」と取り組まなければならない。何故ならば、イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、常に「先行する神の用意」に包摂された「後続する人間の用意」ができているところの、「人間に対する神の愛と神に対する人間の愛の同一」（『ローマ書』）であり、「永遠の（神との人間の）和解」（徹頭徹尾神の側の真実としてのみある、神の側からする神の人間との架橋）であり、「神との間の平和」（ローマ五・一）であり、それ故にキリストにあつての神としての神の認識可能性である「自己自身である神」としての聖性・秘義性・隠蔽性において存在している「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在本質とする「一神」・「一人の同一なる神」・「三位一体の神」の、「われわれのための神」としてのその「外に向かつて」の外在的な「失われない差異性」における第二の存在の仕方、「啓示ないし和解の実在」そのものとしての起源的な第一の形態の言葉、「まさに顕ワサレ

「まことの神にしてまことの人間イエス・キリストにおいて、神の用意の中に含まれて、人間にとって、神に向かつての、したがって神認識〔信仰の認識としての神認識、啓示認識・啓示信仰、人間的主体に実現された神の恵みの出来事〕に向かつての人間の用意が存在する」からである、「先行する神の用意」に包摂された「後続する人間の用意という人間の局面は、全くただキリスト論的局面だけである」からである。第三に、「それが神の自由に基づいている限り、人間に対して神が取り給う原則的な働きかけの展開、それ故に神の恵みの選びの教説の展開の問題」と取り組まなければならない。第四に、「人間に対して神が取り給うその同じ原則的な働きかけが、人間に対する要求（「命令」・「要請」）である限り、人間に対して神が取り給うその同じ原則的な働きかけの問題」と取り組まなければならない——ここで、われわれは、第三の形態の神の言葉である教会の宣教における一つの補助的機能（教會的な補助的奉仕）としての教会「教義学の脈絡の中で、神的命令の認識と実在についての教説としての〔「神への愛」を根拠とした「神の讚美」としての「隣人愛」としての「正しい行為を問う」〕神学的倫理学の基礎づけを遂行しなければならない……」。

（2）その「外に向かつて」の外在的な「失われない差異性」における起源的な第一の存在の仕方であるイエス・キリストの父に関わる「＜創造論＞の中では、〔「啓示ないし和解の実在」そのものとしての起源的な第一の形態の〕神の言葉」を、それ故に自己自身である神としての自己還帰する対自的であって対他的な完全に自由な「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする「一神」・一人の同一なる神」・「三位一体の神」の「根源」・「起源」としての父が「自分を自分から区別した」ところの、その父を「根源」・「起源」とするわれわれのための神としてのその「外に向かつて」の外在的な第二の存在の仕方（性質・働き・業・行為・行動・活動、子なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事）における「神の子イエス・キリスト」を、「それが、〔まさに顕ワサレタ神こそが隠サレタ神である〕まことの神にしてまことの人間」その方を通して、〔生来的な自然的な〕われわれの現実存在と（その方ご自身ではない）すべてのものの現実存在が基礎づけられ・保持され・支配されている方の言葉であるが故に、換言すればすべてのものを支配する神の主権は……常に既に〔根源的な起源的な〕絶対的な以前〔まことの過去〕を意味するが故に、われわれの現実存在の中で、われわれと関わりわれわれと出会う言葉として理解する……問題」と取り組まなければならない。われわれは、「神への愛」における、すなわち「教えの純粹さを問う問い」における純粹な教えを尋ね求めて、第一に、「一般に被造物そのものとの関わりの中での〔自己自身である神としての「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする三位一体の神の、われわれのための神としてのその「外に向かつて」の外在的な「失われない差異性」の中での三つの存在の仕方における起源的な第一の存在の仕方である〕創造主としての神の存在と行為〔父な

る神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事、啓示者・言葉の語り手・創造主]の問題と取り組まなければならない。第二に、「神の被造物としての人間を認識すること、創造の総内容としての人間の定めと人間自身の（その創造に対する）決断の（失われた）義」の問題と取り組まなければならない。「神は、神なき者がその状態から立ち返って生きるために、ただそのためにのみ彼の死〔子としてのイエス・キリストの死〕を欲し給うのである……しかし誰がこのような答えを聞くであろうか。……承認するであろうか。……誰がこのような答えに屈服するであろうか。われわれのうち誰一人として、そのようなことはしない！ 神の恩寵は、ここですでに、恩寵に対するわれわれの憎悪に出会う。しかるに、この救いの答えをわれわれに代わって答え・人間の自主性と無神性を放棄し・人間は喪われたものであると告白し・己に逆らって神を正しとし、かくして神の恩寵を受け入れるということ、神の永遠の御言葉が（肉〔その内在本質である神性の受肉ではなく、その第二の存在の仕方における言葉の受肉〕となり給うことによって、肉において服従を確証し給うことによって、またこの服従において刑罰を受け、かくて死に給うことによって）〔復活に包括された死によって〕引き受けたということ——これが恩寵本来の業である。これこそ、イエス・キリストがその地上における全生涯にわたって、ことにその最後に当たって、我々のためになし給うたことである。彼は全く端的に、信じ給うたのである（ローマ三・二二、ガラテヤ二・一六等の『イエス・キリスト<の>信仰』は、明らかに〔徹頭徹尾神の側の真実としてのみある〕主格的属格〔「イエス・キリスト<が>信ずる信仰」〕として理解されるべきものである）〔『福音と律法』〕という問題と取り組まなければならない。第三に、「ここで、〔創造論の領域における「神への愛」を根拠とした「神の讚美」としての「隣人愛」としての「正しい行為を問う」〕特別な神学的倫理学が始まるのであるが、「神の命令がわれわれの創造主の命令である限り」、それ故に「われわれが要求〔・命令・要請〕されるのが、既にわれわれが存在し生きるということでもって始まっている限り、換言すればわれわれが要求〔・命令・要請〕されるのが、われわれの現実存在の規定として既にわれわれの存在と生そのものに関わって来る限り、神が命じ給うことによって人間が要求〔・命令・要請〕される」問題と取り組まなければならない。

（3）イエス・キリストにおける神の自己「啓示の事実」は、自己自身である神としての「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在本質とする三位一体の神としての「神は、〔われわれのための神としてのその「外に向かつて」の外在的な「失われない差異性」の中での三つの存在の仕方において、〕われわれに対して創造主、和解主、救済主として出会い給い、そのようなものとしてわれわれと語り、われわれに対して働きかけ給い、それ故にその三重の仕方神であり主であり給う」ということから成り立っている。したがって、われわれは、その区別を包括した単一性において、「啓示ないし和解の实在」そのものとしての起源的な第一の形

態の「神の言葉の出来事を念頭に置いて、……主題」——すなわち、「三位一体ノ神ノ外ニ向カッテノ働キハ分ケラレナイという」「三位相互内在」における「失われなく＜単一性＞」・神性・永遠性を内在本質とする「三位一体の神」に関わる「神論」、その「外に向かつて」の外在的な「失われなく＜差異性＞」における三つの存在の仕方に関わる「創造論」、「和解論」、「救済論」という「四つの主題・四つのロキの区分をなしたのである」。したがってまた、「われわれは、〔その区別を包括した単一性において、〕神論を、〔単に神の業と行為そのものに付属させつつ語られることができない〕ものとして、〕創造論、和解論、救済論と並ぶ独立した主題とみなし取り扱ったのである」。したがってまた、われわれは、その「外に向かつて」の外在的な「失われなく差異性」における神の存在の仕方に関わる「創造論、和解論、救済論の部分のうちの一つの部分に基づいて体系化する危険」は、その「三位相互内在性」における「失われなく単一性」・神性・永遠性を内在本質とする三位一体の神に関わる「神論に基づいて体系化する危険よりもっと大きい」ことからして、第三の形態の神の言葉である教会の宣教における一つの補助的機能としての教会「教義学の古典的な伝統の線に沿って、＜神論＞〔「神は神であるという命題」、キリストにあつての神は神としての神であるという命題、キリストにあつての神は自己自身である神（ご自身の中での神）としての自己還帰する対自的であつて対他的な完全に自由な（「カール・バルト——彼自身の著作に即した彼自身の神学をトータルに把握するためのキーワード（その3）キリストにあつての＜神の自由＞」を参照されたし）聖性・秘義性・隠蔽性において存在している「失われなく単一性」・神性・永遠性を内在本質とする「父なる名の＜内＞三位一体的特殊性」・「神の＜内＞三位一体的父の名」・「三位相互内在性」における「一神」・「一人の同一なる神」・「三位一体の神」という命題〕でもって始める決断をしたのである」。このことを念頭に置いて（何故ならば、和解論は、区別を包括した単一性における四つの主題・四つのロキの「体系的な中心ではない」からである）、われわれは、その「外に向かつて」の外在的な「失われなく差異性」における第二の存在の仕方である子としてのイエス・キリスト自身に関わる「＜和解論＞と共に」、イエス・キリストにおける神の自己啓示の「事柄から見て」の第三の形態の神の言葉である「教会の宣教と〔その一つの補助的機能としての教会〕教義学の本来的な中心……に足を踏み入れることになる」。われわれのための神としてのその「外に向かつて」の外在的な「失われなく差異性」における第二の存在の仕方である「和解主なる〔自己自身である神としての「三位相互内在性」における「失われなく単一性」・神性・永遠性を内在本質とする三位一体の〕神は、……絶対的な現在である〔「われわれのための神の時間」、「時間の主の時間」、「問題に満ちた非本来的な失われたわれわれの時間の中で、実在の成就された時間」、「イエスがご自分をお示しになった」「キリスト復活の四〇日（使徒行伝一・三）」としての「旧約聖書的な待望の時間と新約聖書的な想起の時間との間の実在の成就された時間」、「まことの過去」と「まこと

の未来」を包括した「まことの現在」である]。「和解は、……神が創造を通して人間との間に結ばれ、人間の不誠実によって破壊されてしまわず、……ただ人間の不誠実に対する神の誠実によってさらに明るい光の中に入ることができる契約を守り確認することである」。ここで肝要なことは、イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、「キリストの神性は、〔その第二の存在の仕方における〕啓示および和解におけるキリストの行為〔子なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事〕の中で認識〔啓示認識・啓示信仰〕することができる」が、その第二の存在の仕方における「啓示と和解がキリストの神性の根拠ではなく」、その内在本質である「キリストの神性が啓示と和解を生じさせるのである」という点にある。ここに一切合財があるのであって、「赦す神」は、たとえその人がまことの人間であっても「人間に内在することはない」のである。ましてや「それが良きものであれ悪しきものであれ、〔生来的な自然的な〕人類〔人間の類〕がそれらを人類的成果として歴史的に蓄積させてきたものの現存性〔歴史的現存性〕」のただ中に生誕し生き生活することが強いられる限り、人間の歴史、人類史、世界史は、例えばわれわれ生来的な自然的な「すべての個人としての<人間>が、或る日、〔主観的に〕<人間>はみな平等（・自由）であることに目覚め、そういう倫理的規範にのっとって行為すれば、ユートピアが<実現する>という性質のものではないのである」。

例えば、現在泥沼化しているウクライナの大多数の被支配としての一般大衆、一般市民、一般国民の悲惨な惨状の原因は、現存する世界が経済の世界性と民族国家の一国性を単位として動いており、その中で、その最初から自国の利害を第一義的に最優先する戦争の元凶である一部国家支配上層の意思によって巨大で強力な国軍（国家的な軍隊組織）を動員できる民族国家を前提したところの、欧米の側からする欧米（善、正義、民主、人権、人道）——東欧ロシア（悪、非正義、非民主、非人権、非人道）図式におけるロシア国家（具体的には、政府、プーチン政権）と、自由主義社会と自由主義国家を標榜しつつ、一国主義、覇権主義を堅持したい<NATOの東方拡大>を目指すアメリカ国家（具体的には、政府、バイデン政権）および西欧の宗主国を願うイギリスならびにEU・NATO諸国（具体的には、それらの諸政府、諸政権）が対立する中で、それら「国家〔具体的には、政府、政権〕の政策」によって、またそれら「国家〔具体的には、政府、政権〕の政策を、知識人〔その集団、また諸メディア〕があらゆるこじつけを駆使して合理化し、それを〔知識人あるいはその集団の知識や諸メディアの情報を〕大衆が知的に模倣し〔「それをそのまま鵜呑みにしたり模倣し」〕、行動では国家〔具体的には、政府、政権〕以上に国家〔具体的には、政府、政権〕を推進して行く」ことによって、自国と他国の大多数の被支配としての名も無き一般大衆、一般市民、一般国民の自分たちや家族や親族や友人や等々を「死に追いやって行く」ところにあるとすることができる。こうした中で、観念の共同性を本質

とするウクライナ国家（具体的には、ウクライナ政府、ゼレンスキー政権）は、戦争終結の最善の方途として、自由、直接民主制、武装永世中立のスイスのような緩衝国的な国家形態を国際社会の中で宣言すればよかったにも拘らず（それ故に、ロシアがウクライナに侵攻する前に、この宣言をしていれば、悲惨な惨状をもたらす戦争は起こらなかった）、ウクライナの現実的な社会の中でそれぞれが具体的に生き生活している大多数の被支配としての名も無き一般大衆、一般市民、一般国民の生と生活を守ることを、またウクライナ民衆が築き上げ蓄積してきた国富を守ることを第一義的に最優先する政策を選択することなく、観念の共同性を本質とするウクライナ国家（具体的には、ウクライナ政府、ゼレンスキー政権）を守ることを第一義に最優先することを選択したために、現在でもなお欧米の煽りに乗っかかり欧米等の軍事支援を盾としてロシアとの戦争を継続し続けている、「祖国〔具体的には、政府、ゼレンスキー政権〕を守れ」とウクライナ国民を煽って、戦争を続けようとしている。もうここまで来たら、悲惨な惨状を惹き起こす戦争を一日も早く終結させるために、ウクライナの現実的な社会の中でそれぞれが具体的に生き生活している・生き生活していた大多数の被支配としての名も無き一般大衆、一般市民、一般国民自らが、観念の共同性を本質とするウクライナ国家（具体的には、ウクライナ政府、ゼレンスキー政権）に対して、直接、自由、直接民主制、武装永世中立のスイスのような緩衝国的な国家形態を国際社会に向かって宣言するように強力に要求すべきである。

ヘーゲルは、その進歩史観に基づく『歴史哲学』において、人類史の頂点を世界普遍性を獲得した自由を原理とする西欧的段階（西欧近代）と考え、その起源・原型・母胎・母型として世界普遍性を獲得していたアフリカの段階（日本で言えば＜原＞日本的・縄文的段階、北米で言えばインディアン的段階、オーストラリアで言えばアボリジニ段階等々）を、「内在の精神史の観点」を持たないが故に、「文明史的観点」・「文明史的側面」から未開で野蛮だとして除外したのであるが、その「文明史的観点」・「文明史的側面」の頂点としての西欧的段階（アメリカを中心とした西欧に従う金魚のフンである日本も含めて）は現在、個、対（性、対なる共同性である家族）、共同性の領域において、その自由主義国家の成熟がもたらす恣意的自由の優先意識と資本主義の拡大・高度化がもたらす私利私欲の優先意識に基づいた他者を現実的に侵害して行く利己主義の蔓延（それ故に、利己主義は、他者を現実的に侵害しないことを原則とする個人主義とは全く違っている）という病に侵されている。文明史的観点からする人類史の頂点としての西欧的段階の欧米主義は、ユートピアでは全くなかったのである。人類史的・世界史的過程においてその頂点を極め自由を原理として世界普遍性を獲得した西欧的段階の危機のただ中において、また近い将来には経済的にはもちろん軍事的にも宇宙開発的にも確実にアメリカを追い抜く中国の脅威のただ中において、またアメリカを中心とした西欧に隣接する軍事大国であり燃料供給国であるロシアの脅威のただ中において、欧米は、本当は、西欧的段階の危機としての欧米主義

の問題（現在の問題、すなわち現在を止揚し克服する問題）を、「文明史的観点」・「文明史的側面」からだけではなく「内在の精神史の観点」との全体性において、それ故に「熊祭り」を行う・「儲けることは『ならわし』ではなかった」・「雨宿りを頼むと、どんな貧乏な家でも、一番よい席を提供してくれる」・「互いに殺し合う激しい争乱の伝統がない」・軍事部門を立ち上げようとする意志、国家形成の意志を持たない・「善悪・道徳の観念、高度な宗教をもたないが、誠実、高貴、立派な生活を送っている」・「総体として純潔であり、他人に対して親切であり、正直で崇敬の念が厚く、老人に対して思いやりがある」アフリカの段階の「内在の精神」を残していた明治期のアイヌ人の「内在の精神」、「自然に対する最大限の利益の享受と感謝の念が浸透し・人と樹木や動物との情念の交流ができ・山川草木に霊が宿ると考える」アフリカの段階の「内在の精神」を残していた白人進出以前の二万年前から先住する征服併合された被支配民であるアフリカの段階の「内在の精神」を残していた北米インディアンの「内在の精神」、世界普遍性としてあるそうした「内在の精神」を持っていた人類史の起源・原型・母型・母胎にまで時間を遡って未来を考えるという仕方で現在の問題を止揚し克服する方途を探るべきなのである。しかし、欧米は、なお依然として、欧米主義の下で、恣意的独断的にただ欧米だけが正義、平和、自由、民主、人権、人道の側に属する国家（具体的には、欧米諸政府、欧米諸政権）だとして、「初の核軍縮と冷戦終結に導いた」ソ連のゴルバチョフとアメリカのレーガンの築いた道筋を逸脱し、アメリカのクリントン政権は「『お互いに敵とみなさない』との東西和解の合意」を一方向的に破棄し、一方向的に「NATO<拡大>に舵をきり」、アメリカを中心とした西欧の軍事的な<東方拡大>政策を目指しているのである。そして、今回、その政策の下で、ロシアと国境を接するアメリカを中心とする西欧は、先ず以てロシア国家（具体的には、その政府、プーチン政権）を弱体化させるために、ウクライナ国家（具体的には、その政府、ゼレンスキー政権）を利用して、すなわち人道支援だけでなく継続的に軍事支援も行うという仕方で、ウクライナ国家（具体的には、その政府、ゼレンスキー政権）をロシアとの戦争へと向かわせたのである。講談社の「国際」2022.03.25「戦争 ウクライナ ロシア」のWeb上の記事によれば、真偽は定かでないが、ロシアとの停戦は主権国家として自由、直接民主制、武装永世中立のスイスのような緩衝国的な国家形態を宣言すれば成立するにも拘らず、現実的な社会の中でそれぞれが具体的に生き生活しているウクライナの大多数の被支配としての名も無き一般大衆、一般市民、一般国民の生と生活を犠牲にしてまで、またウクライナ民衆の築き上げ蓄積してきた国富を喪失させてまで、欧米に煽られて悲惨な惨状を惹き起こしているロシアとの戦争をはじめ・まだ続けているウクライナ国家（具体的には、その政府、ゼレンスキー政権）の大統領の各国での議会演説のための起草の「そばにアメリカ人の補佐がいる」らしいということであるが、然もありません、と言える気がする。一国主義、覇権主義を堅持したいところの、それもそれを善、正



義、自由、民主、人権、人道の側からだとするアメリカ国家（具体的には、その政府、バイデン政権）の国際政治的軍事的な動向は、かつての広島や長崎への原爆投下を引き寄せただけでも、嫌らしいほどくしたたかである。そして、今回のウクライナ戦争においても、西欧諸国もそうであるが、自国の利害を第一義的に最優先するアメリカ国家（具体的には、その政府、バイデン政権）は、自国にとって都合が悪いところの、まさにかつてアメリカ国家が行ったベトナム戦争、枯葉剤（化学兵器）の使用、トンキン湾事件等、それからイラク戦争、イラク一般民衆生活圏への劣化ウラン弾の投下等という戦争犯罪的で非人道的な蛮行については全く棚上げにしたまま、ウクライナ国家（具体的には、その政府、ゼレンスキー政権）を利用し、ロシア国家（具体的には、その政府、プーチン政権）を戦争犯罪的で非人道的であると諸メディア（特に、欧米メディアのセンセーショナルな悲惨な惨状の場面の映像）を利用して、欧米以外の諸国家や国際世論を見方につけることを行っているのである。今回の様々な策略に満ちたウクライナ戦争の事態を見れば分かるように、ロシア国家（具体的には、政府、政権）と同じように、アメリカを中心とした西欧諸国（具体的には、諸政府、諸政権）は、両者共に、正義、平和、自由、民主、人権、人道の側に属する国家では全くないのである。したがって、その国家に何らかの形で与する知識人（その集団）や諸メディアも、正義、平和、自由、民主、人権、人道の側に属する知識人（その集団）や諸メディアでは全くないのである。

もっと言えば、革命の究極的課題は、第一義的な価値としての個体的自己としての全人間の構成する現実的な社会の成熟を伴う、それ故に観念の共同性を本質とする国家の無化を伴う、現実的な、それ故に社会的な個体的自己としての全人間の究極的包括的総体的永続的な解放にある。また、バルトが、あくまでも相対的な意味で評価し得る（何故ならば、終末、復活されたキリストの再臨、「完成」においては、すべての国家は、完全に無化されてしまうからである）、自由、直接的民主制、武装永世中立という国家形態の「スイスをナチズム〔ナチス・ドイツ国家（具体的には、政府、ヒトラー政権）〕からまもるために私は軍隊に参加し、両国を区分しているライン河にかかっている橋を護衛するために、もしもドイツのキリスト者の友人の一人が、その橋を爆破しようとしたら、私は射殺しなければならなかったであろう」（『バルトとの対話』）と述べた時、バルトは、明らかに、先ず以てスイス国家（具体的には、その政府、政権）を守るためにそうしようとしたのでは決してなくて、先ず以てあくまでもそのスイスの国家形態における現実的な社会の中でそれぞれが具体的にある資質と職業をもって生き生活し喜怒哀楽し考え行動し意志している自分たちや家族や親族や友人たち等を守るためにそうしようとしたのである。バルトは、その行動において、前者の問題と後者の問題を明確に区別し、混同したり曖昧化したりしなかったのである。このような訳で、私が、日本基督教団の「第二次大戦下における日本基督教団の責任についての告白」に異議申し立てをしたその決定的な理由は、先ず以て、その告

白には、あの「神への愛」（「教えの純粹さを問う」教会教義学、すなわち福音主義的な教義学の問題）と「神への愛」を根拠とした「神の讚美」としての「隣人愛」（「正しい行為を問う」特別的な神学的倫理学の問題）という連関と循環において、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、公同ノ教会」共同性を目指さなかったが故にあの戦争に加担して行った罪責の告白が全くなされていないという点にあるのだが、さらにはその戦責告白においては、あの前者の問題と後者の問題とが明確に区別されてはおらず、それ故に全く曖昧な表現に終始しているという点に——すなわち、「まさに**国を愛する**故にこそ、キリスト者の良心的判断によって、**祖国**の歩みに対し正しい判断をなすべき」というように全く曖昧な表現に終始しているという点等にもあるのである。したがって、現存する「平和ボケした」日本ではそれで通用するかもしれないが、戦前と似た同じような状況に置かれた時には、このような混同と曖昧さは、また再び同じ轍を踏むことになる危険をはらんでいるのである。

さて、「啓示ないし和解の実在」そのものとしての起源的な第一の形態の「**神の言葉**」は、それ故に「**和解についての言葉としての神の子イエス・キリスト**」は、「**神の支配に抵抗する人間の実在に直面して、かえってますます主権的に自己を主張する…神の支配である**」。したがって、「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする三位一体の神の、その「外に向かつて」の外在的な「失われない差異性」における第二の存在の仕方である子としてのイエス・キリスト自身が、われわれ人間に対して、第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である聖書およびその聖書を自らの思惟と語りにおける原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準とした第三の形態の神の言葉である教会の宣教を通して「同時的となる時と所、『神われらと共に』が神ご自身によって〔神のその都度の自由な恵みの神的決断による「啓示と信仰の出来事」に基づいて〕われわれに語られるところにおいては、われわれは神の支配のもとに入ることを承認し確認するのである〔認識し信仰するのである〕」、また「世、歴史、社会を、その中でキリストが生まれ、死に、甦られたところの世、歴史、社会として承認し確認するのである〔認識し信仰するのである〕」、「自然の光の中でではなく、恵みの光の中で、それ自身で閉じられ、かくまわれた世俗性は存在せず、ただ神の言葉、福音、神の要求〔・命令〕、判定〔・裁き〕、祝福によって問いに付され、ただ暫時的にだけ、ただ限界の中でだけ、それ自身の法則性とそれ自身の神々に委ねられた世俗性があるだけであることを承認し確認するのである〔認識し信仰するのである〕」。「**和解についての言葉としての神の子イエス・キリスト**」は、「**人間を滅びに落ちたものとして、しかし同時にそれだけ確実に保持されているものとして**」、また「**神の敵として、しかしさらにそれ以上に神によって愛されたものとして**」、また「**反逆者として**、

しかし神があくまでご自分の僕として知ることをやめ給わない」、「そこで初めて新しいものを造り出す聖霊の力全体をもってご自分の子供と呼ぼうと欲し給う反逆者として理解する」。「イエスが聖霊の特別な働きとして約束したものは、慰め主としての霊と真理の御霊であるが、聖霊は、聖書の中のキリスト教原理を、覆いをとって明らかにする、キリストについて語るができる能力授与（ヨハネ一四・二六）であり、上からのよき賜物である」。この神のその都度の自由な恵みの神的決断による「聖霊の注ぎにより聖霊を持つということは、キリストにおいて起こった和解にあずかることであり、キリストと共に死から生命への方向転換に置かれることである。この二つの方向転換においてイエス・キリストにあつての神の啓示の要素としての霊の本質は、キリストにある自由を意味している」——『私がいま肉にあつて生きているのは、私を愛し、私のために御自身をささげられた神の御子<の>信じる信仰によって、生きているのである。（これを言葉通り理解すれば、<私は決して神の子に対する私の信仰に由って生きるのではなく、神の子<が>信じ給うことに由って〔徹頭徹尾神の側の真実としてのみある主格的属格として理解された「イエス・キリスト<が>信ずる信仰」によって〕生きるのだということである）』（ガラテヤ二・一九以下）。

〔それ故に、〕（中略）自分が聖徒の交わりの中に居る……罪の赦しを受けた（中略）肉の甦りと永久の生命を目指しているということ——そのことを彼は信じてはいる。しかしそのことは、現実ではない。……部分的にも現実ではない。そのことが現実であるのは、ただ、われわれのために人として生まれ・われわれのために死に・われわれのために甦り給う主イエス・キリストが、彼にとってもその主であり、その避け所でありその城であり、その神であるということにおいてのみである」、「人間の人間的存在が〔生来的な自然的な〕われわれの人間的存在である限りは、われわれは一切の人間的存在の終極として、老衰・病院・戦場・墓場・腐敗ないし塵灰以外には、何も眼前に見ないのであるが、しかしそれと同時に、〔生来的な自然的なわれわれの〕人間的存在がイエス・キリストの人間的存在である限りは、われわれがそれと同様に確実に、否、それよりもはるかに確実に、甦りと永遠の生命以外の何もかも眼前にみないということ——これが神の恩寵である」（『福音と律法』）。その「聖霊が、教会をみ言葉の奉仕へと向かわせる」と同時に、「聖霊はみ子の霊であり、それ故、子たる身分を授ける霊である」から、われわれは神のその都度の自由な恵みの神的決断により「聖霊を受けることによって〔客観的なイエス・キリストにおける「啓示の出来事」とその「啓示の出来事」の中での主観的側面としての「復活され高举されたイエス・キリストから降下し注がれる霊である」「聖霊の注ぎ」による「信仰の出来事」に基づいて与えられる啓示認識・啓示信仰に依拠して〕、イエス・キリストが神の子であるという概念を根拠として、神の子供、世つぎ、神の家族であり、『アバ、父よ』と呼ぶ」（ローマ八・一五、ガラテヤ四・五）ことができる」し、「和解者が神の子であるが故に、……〔神のその都度の自由な恵みの神的決断による「啓示と信仰

の出来事」に基づいて啓示認識・啓示信仰を与えられた] 和解、啓示の受領者たちは、〔あくまでも「聖書の主題であり、同時に哲学の要旨である」神と人間との無限の質的差異を固守するという〈方式〉の下で] 神の子供である〕。

そのような訳で、われわれは、「神への愛」における、すなわち「教えの純粹さを問う問い」における純粹な教えを尋ね求めて、**第一に**、キリストにあつての「神によって守られ、確認された神と人間との契約」の問題と取り組まなければならない。したがって、「初めから恵みについての教説の光の中で、……罪についての教説が展開されなければならない……」、この論稿で引用した『福音と律法』のように、福音と律法という順序で教説は展開されなければならない。**第二に**、「[まことの] 神にして [まことの] 人なる仲保者イエス・キリストの人格と業 [子なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事] の中での神の和解の客観的な事実」の問題と取り組まなければならない。**第三に**、客観的なその「死と復活の出来事」における「イエス・キリストの啓示の出来事」の中での主観的側面としての「復活され高举されたイエス・キリストから降下し注がれる霊である」「聖霊にあつてのイエス・キリストの現臨を通して教会の場の中で、人間に対し洗礼と聖餐の礼典を通してしるしづけられた道の上で、人間の召命、義認、聖化、維持を通して和解が、人間の身に主観的に与えられるようになる〔神のその都度の自由な恵みの神的決断による客観的なイエス・キリストにおける「啓示の出来事」とその「啓示の出来事」の中での主観的側面としての「聖霊の注ぎ」による「信仰の出来事」に基づいて与えられる人間的な主観に実現された神の恵みの出来事の〕」問題と取り組まなければならない。**第四に**、和解論の領域における、「神への愛」、すなわち「教えの純粹さを問う」教会教義学（福音主義的な教義学）に包括された「神への愛」を根拠とした「神の讚美」としての「隣人愛」、すなわち「正しい行為を問う」「特別な神学的倫理学が、この和解論で第二の方向転換〔何故ならば、ここで、正しい行為、すなわち律法、神の命令・要求・要請は、純粹なキリストの福音を内容とする福音の形式としてあるからである〕をしなければならないのであるが、人間が神の命令を通して要求される」問題と取り組まなければならない。何故ならば、「まことのイエス・キリストの教会」は、イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、あくまでも「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の〈総体的構造〉の中の、客観的な「存在的なく必然性〉」——すなわち、客観的なその「死と復活の出来事」における「イエス・キリストの啓示の出来事」と主観的な「認識的なく必然性〉」——すなわち、その「啓示の出来事」の中での主観的側面としての「復活され高举されたイエス・キリストから降下し注がれる霊である」「聖霊の注ぎ」による「信仰の出来事」を前提条件としたところの、主観的な「認識的なラチオ性」——すなわち、徹頭徹尾聖霊と同一ではないが聖霊によって更新された人間の理性性を包括した客観的な「存在的なラチオ性」——すなわち、三位一体の唯一の啓示の類比としての神の言葉の實在の出来事である、それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している第一の形態の神の言

業であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」（換言すれば、聖霊自身の業としての「キリスト教に固有な」類と歴史性）の関係と構造（秩序性）に連帯し連続し、その秩序性における第二の形態の神の言葉である聖書を、自らの思惟と語りにおける原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準として、終末論的限界の下でのその途上性において、絶えず繰り返し、それに対する他律的服従とそのことへの決断と態度という自律的服従との全体性において、それに聞き教えられることを通して教えるという仕方で、純粋な教えとしてのキリストにあっての神としての神、キリストの福音を尋ね求める「神への愛」と、そのような「神への愛」を根拠とした「神の讚美」としての「隣人愛」（純粋な教えとしてのキリストの福音を内容とする福音の形式としての律法、神の命令・要求・要請、すなわち全世界としての教会自身と世のすべての人々が、純粋な教えとしてのキリストの福音を〈現実的に〉所有することができるために、純粋な教えとしてのキリストの福音を告白し証しし宣べ伝えて行くところの「隣人愛」）という連関・循環において、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、共同ノ教会」共同性<となる>ことによって、すなわち「まことのイスラエル、民、イエス・キリストの教会」共同性<となる>ことによって、「まことのイスラエル、民、イエス・キリストの教会」共同性<である>からである。「何人も神の子供であることなしに聞くことはできないが、同時にまた何人も、聞くことなしに、しかも繰り返し聞くことなしに、神の子供であることはできない」。何故ならば、「神に愛された」、「聞くイスラエル」、「聞くイエス・キリストの教会」、聞く民、聞く神の子供たちは、あの総体的構造に基づいて、おのずから必然的に、絶えずくり返し、その「愛の命令の成就に向かって進んでゆく」からである。

（４）その「外に向かつて」の外在的な「失われない差異性」における第三の存在の仕方である神的愛に基づく父と子の交わりとしての聖霊に関わる「〈創造論〉の中では、〔啓示ないし和解の實在〕そのものとしての起源的な第一の形態の〕神の言葉」を、それ故に自己自身である神としての自己還帰する対自的であって対他的な完全に自由な「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在本質とする「一神」・「一人の同一なる神」・「三位一体の神」の「根源」・「起源」としての父が「自分を自分から区別した」ところの、その父を「根源」・「起源」とするわれわれのための神としてのその「外に向かつて」の外在的な第二の存在の仕方（性質・働き・業・行為・行動・活動、子なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事）における「神の子イエス・キリスト」を、「それが、〔まさに顕ワサレタ神こそが隠サレタ神である〕まことの神にしてまことの人間〕その方に向かつて……進んで行く絶対的な以後〔まことの未来〕であり給う方の言葉として、われわれに語りかけるのを聞かなければならない」。自己自身である神としての「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在本質とする三位一体の神の、われわれのための神としてのその「外

に向かって」の外在的な「失われない差異性」の中での三つの存在の仕方における第三の存在の仕方である神的愛に基づく父と子の交わりとしての〕「救済主なる神は、〔三位相互内在性〕における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする三位一体の神として、〕……その方のみ国は分裂が克服され除去されたみ国として、新しい天と新しい地の出現の中で来る最後の方でもあり給う最初の方である」。このような訳で、「救済についての言葉としての神の言葉は、人間を永遠なる神の支配〔終末、復活されたキリストの再臨によって完成された神の支配〕、すなわち完成され遂行された神の支配という観点の下で理解する」。言い換えれば、「救済についての言葉としての神の言葉」は、「イエス・キリストの中で死は既に〔キリストの復活の〕勝利に飲まれてしまったが故に」、「神の生命としての……甦りと……人間も進むことが許される永遠の生命の約束としてのイエス・キリストの甦りの光によって照らされている神の支配という観点の下で理解する」。このような訳で、われわれは、「神への愛」における、すなわち「教えの純粹さを問う問い」における純粹な教えを尋ね求めて、**第一に**、イエス・キリストにおける「啓示の出来事」の中での主観的側面としての「聖霊の注ぎ」により人間的主観に実現された神の恵みの出来事としての「信仰の客観的な内容〔客観的なその「死と復活の出来事」におけるイエス・キリストの「啓示の出来事」〕、〔神のその都度の自由な恵みの神的決断による「啓示と信仰の出来事」に基づいて与えられる啓示認識・啓示信仰に依拠した〕イエス・キリストが人間にとって現臨する希望の中で生きる人間の生」の問題と取り組まなければならない。**第二に**、「約束の内容としての」、それ故に「その未来の实在〔成就と執行、永遠的实在〕としての……信仰の内容」の問題と取り組まなければならない。神のその都度の自由な恵みの神的決断による「啓示と信仰の出来事」に基づいて与えられる啓示認識・啓示信仰に依拠して「救済を信仰の中で持つことは、約束として持つことである」、「われわれはわれわれの未来の存在を信じる。われわれは死の谷のさ中であって、永遠の生命を信じる」、「この未来性の中で、われわれは永遠の生命を持ち所有する」、「この信仰の確実性は、希望の確実性である」、「新約聖書によれば、神の恵みの賜物である聖霊を受け、満たされた人は、召されていること、和解されていること、義とされ、聖とされ、救われていることについて語る時、すでにといまだにおいて終末論的に語る」、「ここで、終末論的とは、われわれの経験と感性〔人間の感覚と知識を内容とする経験的普遍〕にとつてのいまだであり、〔神の側の真実としてある〕成就と執行、永遠的实在としてすでにとつてのことである」。**第三に**、救済論の領域における「神への愛」を根拠とした「神の讚美」としての「隣人愛」、すなわち「正しい行為を問う」「特別な神学的倫理学の問題と取り組まなければならない」。すなわち、「終末論的な方向づけの中で目標に達成することができる……人間が神の命令を通して要求されている」問題——すなわち、「その神の命令がまた約束〔「われわれが……神の国における永遠の生命の世嗣、それ故に永遠の生命を受け継ぐことを待ち望んでいる者」〕、「神の命令を通して完成が前もってわれわれに差し出され確約され」

「与えられている」約束]である限り」、また「われわれが、神の命令を通して、ただ単に生きるように、ただ単に神の言葉に屈するように召し出されているだけでなく」、  
「生きつつ、神の言葉の下に屈しつつ、実在の質的によりよい未来、しかも無限によりよい未来に向かって進むように招かれている……限り」、「神の命令を通して要求されている」問題と取り組まなければならない。

(1) から (4) までのことが、第三の形態の神の言葉である教会の宣教における一つの補助的機能としての**教会教義学**が、「啓示ないし和解の実在」そのものとしての第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とするその最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の実在」(「啓示の<しるし>」)としての第二の形態の神の言葉である聖書の中で証されているところの「**神の言葉の内容に関して**」、それ故に自己自身である神としての「三位相互内在性」における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする三位一体の神の、われわれのための神としてのその「外に向かって」の外在的な「失われない差異性」における三つの存在の仕方(性質・働き・業・行為・行動・活動)の中での起源的な第一の存在の仕方であるイエス・キリストの父——啓示者・言葉の語り手・創造主、第二の存在の仕方である子としてのイエス・キリスト自身——啓示・語り手の言葉(起源的な第一の形態の神の言葉)・和解主、第三の存在の仕方である神的愛に基づく父と子の交わりとしての聖霊——啓示されてあること・「神の言葉の三形態」の関係と構造(秩序性)・救済主なる神の存在としての神の自由な愛の行為の出来事全体としての「**神の業と行為に関して**」、「**語らなければならないことである**」。したがって、第三の形態の神の言葉である教会の宣教における一つの補助的機能としての「**教会教義学**〔福音主義的な教義学〕は、どこまで行っても神の言葉に拘束され続けなければならないのである。「**神の言葉は、神の子イエス・キリストである**」。したがって、第三の形態の神の言葉である教会の宣教における一つの補助的機能としての「**教会教義学**〔福音主義的な教義学〕**全体は、概念の包括的な意味で、キリスト論として理解されることができし、キリスト論として理解されなければならない**」。したがってまた、第三の形態の神の言葉である教会の宣教における一つの補助的機能としての「**教会教義学**〔福音主義的な教義学〕は、その道の四つの〔四つの主題・四つのロキの〕**段階のいずれの段階においても、それが正当な仕方では、ただイエス・キリストにあつて**〔啓示・語り手の言葉(起源的な第一の形態の神の言葉)としての第二の存在の仕方である子としてのイエス・キリストにあつて〕、**聖霊を通して**〔啓示されてあること・「神の言葉の三形態」の関係と構造(秩序性)としての第三の存在の仕方である神的愛に基づく父と子の交わりとしての聖霊を通して〕、**父の啓示であるところの**〔啓示者・言葉の語り手としての起源的な第一の存在の仕方であるイエス・キリストの父での啓示であるところの〕、〔三位相互内在性〕における「失われない単一性」・神性・永遠性を内在的本質とする三位

一体の〕神とその神の〔外に向かって〕の外在的な「失われない差異性」における三つの存在の仕方における〕業および働きについて語る事ができるし、語ることが許されるだけであるということを念頭に置いていなければならない。したがってまた、第三の形態の神の言葉である教会の宣教における一つの補助的機能としての「教会教義学」は、「われわれの探究と記述の経過の中で力を奮い得るすべての可能な誤謬」の「決定的な矯正」が、「教義学の対象そのものからして」——すなわち、その「啓示に固有な自己証明能力」の〈総体的構造〉を持っている啓示自身からして、起源的な第一の形態の神の言葉自身の出来事の自己運動からして「期待されることができるといふことを知っている」。したがってまた、第三の形態の神の言葉である教会の宣教における一つの補助的機能としての「教会教義学」は、「その点に関して……ただ単に批判的な課題を持っているだけでなく」、起源的な第一の形態の神の言葉としての「神の啓示について、〔その第二の形態の神の言葉である聖書を、自らの思惟と語りにおける原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準として、絶えず繰り返し、それに聞き教えられることを通して教えるという仕方、〕新しく証言するよう呼び出す積極的な課題も持っている教える教会の立場以外の立場を占めようと欲することはできないし、占めようと欲することは許されない」。何故ならば、第三の形態の神の言葉である教会の宣教における一つの補助的機能としての教会「教義学においては、特別な仕方、体系が、体系と共にわがまま勝手さが、わがまま勝手さと共に誤謬が脅かしている」からである、誤謬と共にその「誤謬に普遍性や組織性の後光をかぶせて語ろうとする」危険があるからである。

「積義神学〔聖書神学〕と実践神学の真中のところで発生する」ところの、教会の宣教における一つの補助的機能（「教會的な補助的奉仕」）としての教会「教義学〔福音主義的な教義学〕の特別な課題」について、「人は両方の側に向かって気づいていなければならない」。何故ならば、「聖書神学〔積義神学〕においては教会の宣教の〈基礎づけ〉が問われ〔キリスト教の宣教は「〈どこから〉語らなければならないのか」、「聖書ノ意味」を問う問いが問われ〕、実践神学においては教会の宣教の〈形式〉が問われ〔キリスト教の宣教は「〈どのように〉語らなければならないのか」、「聖書ノ使用」を問う問いが問われ〕」、「〔教会〕教義学においては、一方から他方に向かっての移り行きの中で、教会の宣教の〈内容〉が問われる限り〔キリスト教の宣教は〈何〉について語らなければならないのか、「聖書ノ内容」を問う問いが問われる限り〕、換言すれば〔第三の形態の神の言葉である全く人間的な〕教会の宣教の内容と〔「教会に宣教を義務づけている」ところの、第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である「啓示との〈間接的同一性〉」において現存している〕聖書に証されている啓示の内容との一致が問われる限り、まさに〔教会〕教義学こそが、そこでの中央を形造っている神学」は、「啓示ないし和解の实在」そのものとしての第一の形態の神の言葉であるイエス・キ



リスト自身を起源とするその最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の實在」（「啓示の<しるし>」）としての第二の形態の神の言葉である「啓示との<間接的同一性>〔区別を包括した同一性〕」において現存している「啓示証言としての聖書」、また、その聖書を自らの思惟と語りと行動にける原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準とした（聖書を媒介・反復することを通した）第三の形態の神の言葉である教会の<客観的な>信仰告白および教義（Credo）としての「これまでにできた〔教会の<客観的な>〕信仰告白および教会のこれまでの認識の中でなされてきた聖書についての証言〔「啓示の<しるし>」の「しるし」〕を自分の背後にしつつ、その宣教の中で行動している教会を自分の前に持ちつつ」、「まさに教義学の中でこそ独自性をもった学問として自分を見出し・展開させ・形成させて行くことができる」。イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、その「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の<総体的構造>における「存在的なラチオ性」（聖霊の業である「啓示されてあること」）であるところの、三位一体の唯一の啓示の類比としての神の言葉の實在の出来事である、それ自身が聖霊の業であり啓示の主観的可能性として客観的に存在している「啓示ないし和解の實在」そのものとしての第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする「神の言葉の三形態」（換言すれば、聖霊の業である「キリスト教に固有な」類と歴史性）の関係と構造（秩序性）の中での、その第三の形態の神の言葉である教会の宣教およびその一つの補助的機能としての神学における「聖書解釈〔「注釈」〕の過程の中での第一の要素」は、「観察の行為〔「啓示ないし和解の實在」そのものとしての起源的な第一の形態の神の言葉を証ししているところの、その最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の實在」としての第二の形態の神の言葉（「啓示の<しるし>」）である「聖書本文をしてわれわれに語らせ、われわれに向かって語られていることとその内容をあくまでも堅くって離さないでいる」行為〕である」。「聖書解釈の過程の中での第二の要素」は、その最初の直接的な第一の「啓示ないし和解」の「概念の實在」としての第二の形態の神の言葉である「啓示との<間接的同一性>〔区別を包括した同一性〕」において現存している「聖書の中で、われわれに向かって〔先行して〕語られることのとに従って考え<思索する>〔後続して思索する〕という行為である」。「聖書解釈〔「注釈」〕の過程の中で第三の要素」は、「同化する働き〔「適用」〕である」。したがって、「聖書解釈の過程」は、「聖書<説明の行為>から」——すなわち、「聖書説明における<観察の行為>から」、換言すれば文学的・歴史的観察だけでなく、徹頭徹尾聖書を自らの思惟と語りと行動における原理・規準・法廷・審判者・支配者・標準とすることを堅持する「<観察の行為>から」、「<思索の行為>という橋を渡って」——すなわち、あくまでも第一の形態の神の言葉であるイエス・キリスト自身を起源とする第二の形態の神の言葉である「啓示との<間接的同一性>〔区別を包括した同一性〕」において現存している先行する聖書に後続して「<思索する行為>という橋を渡って」、

「＜適用の行為＞〔「＜同化する働きの行為＞」〕へと移って行かなければならない」——すなわち、イエス・キリストにおける神の自己啓示からして、その「啓示自身が持っている啓示に固有な自己証明能力」の＜総体的構造＞、起源的な第一の形態の神の言葉自身の出来事の自己運動に基づいて、「教えの純粹さを問う」教会教義学とその教会教義学に包括された「正しい行為を問う」特別的な神学的倫理学という全体性において、あの「神への愛」と、「神への愛」を根拠とした「神の讚美」としての「隣人愛」という連関と循環において、イエス・キリストをのみ主・頭とするイエス・キリストの活ける「ヒトツノ、聖ナル、公同ノ教会」共同性を目指して行く行為へと移って行かなければならない。「教義学的思惟の自律性〔聖書に対する他律的服従への決断と態度という自律的服従〕は、……教義学的思惟の他律性〔聖書に対する他律的服従〕と同じように、＜聖霊＞の自律性を意味しており、あくまで〔「復活され高举されたイエス・キリストから降下し注がれる霊である〕＜聖霊＞の自律性を言い表し、また示している」。第三の形態の神の言葉である教会の宣教における一つの補助的機能としての「教会的な教義学者〔福音主義的な教義学者〕は、教会的な説教者〔福音主義的な説教者〕と共に」、「かつてアンテオケのイグナティウスが自分について」、「アナタ方ガ私ノコトデ黙ッテイテ下サッタラ、私ハ（殉教シテ）神ノ言葉（神ノ証言）トナリ、（ソレニ反シテ）モシアナタ方ガ私ノ肉ヲ大切ニスルナラバ、私ハ再ビ（虚シイ）声ニナッテシマイマス」というように「書いたことを、自分自身について語らなければならない……」。「その中に最高の勇氣と最高の謙虚さが、最高の畏敬と最高の喜びが結び合されている」——「この意味の分に案ずることの中で、……その対象に対して、〔教会的な〕教義学者および説教者が持っている関係は、わがくたましい＞よ、主をほめよ。＜わがうちなる＞すべてのものよ、＜その＞聖なるみ名をほめよ（詩篇一〇三・一）の言葉でまとめられることができる……」。